

8. 指導ライセンス規程

2013年4月1日
規 第 8 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）資格認定規程に関する指導ライセンスに必要な事項を定める。

(主 旨)

第2条 指導ライセンスは、協会の指導理念に基づき、指導技術の段階的なレベルアップと指導者としての形成を図り、その成果を認定することを目的とする。

(種 類)

第3条 協会の認定する指導ライセンスの種類は、次の通りとする。

- (1) 公認指導員
- (2) 準公認指導員
- (3) 1級指導員
- (4) 2級指導員
- (5) 3級指導員(但し、19歳未満の者が指導する場合は自団体内のみとする。)

(受験資格及び検定料)

第4条 指導ライセンスの受験資格及び検定料は、次の通りとする。

- (1) 指導ライセンスの受験者は、協会の個人会員とする。但し、3級指導員及び2級指導員に限り、受験資格を満たす構成員の受験を認める。
- (2) 指導ライセンスの受験者は、協会が指定する指導ライセンス研修会において、受験に必要な諸手続きを行った者とする。
- (3) 受験資格は、次の通りとする。
 - ①公認指導員は、準公認指導員資格を有し、受験年度内に満24歳に達する者
 - ②準公認指導員は、1級指導員資格を有し、受験年度内に満22歳に達する者
 - ③1級指導員は、2級指導員資格を有し、受験年度内に満20歳に達する者
 - ④2級指導員は、3級指導員資格又は技能1級ライセンス資格を有し、受験年度内に満19歳に達する者
 - ⑤3級指導員は、受験年度内に満16歳に達する者
- (4) 検定料は、「別表1」に定める通りとする。

(本部検定員)

第5条 本部検定員の任命及び任期は、次の通りとする。

- (1) 資格認定委員長は理事長が任命し、検定に関わる全ての業務を統括する。
- (2) 資格認定副委員長は理事長が任命し、資格認定委員長事故ある時は業務を代理する。
- (3) 本部検定員は資格認定委員長並びに資格認定副委員長が選出し、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- (4) 本部検定員の任期は2年間とし、再任を防げない。

(資格認定委員会)

第6条 本部検定員の中より資格認定委員を選出し、次の通り資格認定委員会を設置する。

- (1) 資格認定委員は若干名とし、資格認定委員長と資格認定副委員長が選出する。
- (2) 資格認定委員会は、本部検定員から提出された検定結果等を含め、検定に関する最終判断を下すほか、検定及び認定に関わる議案を審議する。
- (3) 議長は、資格認定委員長が指名した者が行う。

(講師及びアシスタント資格と範囲)

第7条 指導ライセンス・技能ライセンス・全国共通規定演技の講師及びアシスタント資格と範囲は、「別表2」の通りとする。但し、資格認定委員長が必要と認めた場合は、この規程に関わらず講師及びアシスタントを任命することができる。

- (1) 指導ライセンス講師及びアシスタントは、協会が認定した資格を有する指導員とする。
 - ①本部検定員は、公認指導員・準公認指導員・1級指導員・2級指導員・3級指導員講座全ての講師を務めることができる。
 - ②公認指導員は、1級指導員・2級指導員・3級指導員講座の講師を務めることができる。また、本部検定員の下で公認指導員・準公認指導員講座のアシスタントを務めることができる。
 - ③準公認指導員は、3級指導員講座の講師を務めることができる。また、公認指導員の下で1級指導員・2級指導員・3級指導員講座のアシスタントを務めることができる。
- (2) 技能ライセンス講師及びアシスタントは、協会が認定した資格を有する指導員とする。
 - ①本部検定員は、技能1級～6級講座の講師を務めることができる。
 - ②公認指導員は、技能1級～6級講座の講師を務めることができる。
 - ③準公認指導員は、技能4級～6級講座の講師及び技能1級～6級講座のアシスタントを務めることができる。
 - ④1級指導員は、技能1級～6級講座のアシスタントを務めることができる。
 - ⑤2級指導員は、技能3級～6級講座のアシスタントを務めることができる。
 - ⑥3級指導員は、技能5級～6級講座のアシスタントを務めることができる。
- (3) 全国共通規定演技講師及びアシスタントは、協会が認定した資格を有する指導員とする。但し、この規程の施行日の時点において、全国共通規定演技講師を行っていた者については、この規程に関わらず講師を務めることができる。
 - ①本部検定員は、入門～上級講座の講師を務めることができる。
 - ②公認指導員は、入門～上級講座の講師を務めることができる。
 - ③準公認指導員は、入門～上級講座の講師を務めることができる。
 - ④1級指導員は、入門～上級講座のアシスタントを務めることができる。

(検定員資格の範囲)

第8条 検定員資格の範囲は、「別表2」の通りとする。但し、資格認定委員長が必要と認めた場合は、この規程に関わらず検定員を任命することができる。

- (1) 指導ライセンス検定員は、協会が認定した検定員資格を有する公認指導員及び準公認指導員とする。
- ①本部検定員は、公認指導員・準公認指導員・1級指導員・2級指導員・3級指導員ライセンス全ての検定を務めることができる。
 - ②公認指導員は、2級指導員・3級指導員ライセンスの検定を務めることができ、本部検定員と共に1級指導員ライセンスの検定を務めることができる。
 - ③準公認指導員は、公認指導員と共に3級指導員ライセンスの検定を務めることができる。
- (2) 技能ライセンス検定員は、協会が認定した検定員資格を有する公認指導員及び準公認指導員とする。
- ①本部検定員は、技能1級～6級ライセンスの検定を務めることができる。
 - ②公認指導員は、技能1級～6級ライセンスの検定を務めることができる。
 - ③準公認指導員は、技能4級～6級ライセンスの検定を務めることができる。

(検定員資格の有効期間)

第9条 指導ライセンス及び技能ライセンスの検定員資格の有効期間は、次の通りとする。

- (1) 指導ライセンス及び技能ライセンスの検定員資格は、公認指導員・準公認指導員に認定された日又は以下の講座を修了した日よりとし、受講した翌年度の3月31日まで資格を有することができる。
- ただし、2022年度から2024年度に検定員研修会を受講した場合に限り4年後の3月31日まで資格を有することができる。
- ①指導ライセンス検定員資格は、協会が指定する検定員研修会又は、指導ライセンス研修会の指導ライセンス検定基準の講座
 - ②技能ライセンス検定員資格は、協会が指定する検定員研修会又は、指導ライセンス研修会の技能ライセンス講習・検定要領及び技能ライセンス検定基準の講座
- (2) 検定員研修会講師の検定員資格は、講師を務めることにより、前号の講座を修了したものとする。
- (3) 事情により第1号に該当しない場合は、その事由を理事長に期限内に申請（疾病の場合は診断書を添付）し、認められた場合は有効期間を延長することができる。

(検定員資格の停止)

第10条 検定員資格の停止については、次の通りとする。

- (1) 有効期間内に前条の講座を修了しなかったときは、検定員資格を停止する。
- (2) 検定員資格が停止している期間は、指導ライセンス検定員及び技能ライセンス検定員を務めることができない。
- (3) 検定員資格の停止は、講座の修了をもって解除することができる。

(検 定)

第11条 指導ライセンス検定は、協会が指定する研修会において、次の通りとする。

- (1) 検定員資格を有する2名以上の公認指導員及び準公認指導員によって行う。
- (2) 検定科目は、「別表4」に定める通りとする。

(認 定)

第 12 条 指導ライセンスの認定は、次の通りとする。

(1) 次の条件を満たし交付される認定証をもって、その資格を有する。

①「別表 3」に定める必須単位を取得し、「別表 4」に定める検定全科目に合格する。

②「別表 1」に定める認定料を納入する。

③定款第 6 条に定める個人会員の資格を有する。

(2) 認定手続きの期間は以下の通りとする。なお、手続きを終えなかった場合、合格は取消となり、認定の権利を失うものとする。

①研修会の開催が 4 月から 12 月の場合は、同年度内

②研修会の開催が 1 月から 3 月の場合は、次年度内

(追認試験)

第 13 条 指導ライセンス検定試験において、その評価が次に掲げる事項に該当する場合は、協会が指定する追認試験を期限内（原則として受験日より 2 年以内）に受験することができる。

(1) 公認指導員・準公認指導員・1 級指導員・2 級指導員ライセンスの検定全科目の内 1 科目が否の場合、その科目の追認試験を受けることができる。

(2) 追認試験の検定員は、検定員資格を有する公認指導員が本部検定員と共に行うことができる。

(3) 事情により期限内に受験できない場合は、その事由を理事長に申請（疾病の場合は診断書を添付）し、期限を延長することができる。

(公認指導員の特別認定)

第 14 条 協会の個人会員で、バトントワーリングの普及発展に多大な功績があり、現在指導者として活躍している者に対し、公認指導員として特別に認定することができる。その場合、協会又は支部の推薦を必要とする。

(1) 支部長は、指定の申請書に推薦事由と必要事項を記載し、資格認定委員長に提出するものとする。

(2) 資格認定委員長は、申請書及び推薦事由等を資格認定委員会に提案しなければならない。

(3) 資格認定委員会で承認された場合は、指定された研修会等において研究・実践発表を行い所定の手続きをもって特別認定とする。

(資格の喪失)

第 15 条 認定者が次の事項に該当する場合、資格を喪失する。

(1) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為があったとき。

(2) 協会の会員でなくなったとき。

(規程の変更)

第 16 条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。
この規程は、2017年10月25日から変更し同日より施行する。
この規程は、2021年4月30日から変更し同日より施行する。
この規程は、2022年12月1日から変更し同日より施行する。
この規程は、2023年6月28日から変更し同日より施行する。
この規程は、2025年4月7日から変更し同日より施行する。
この規程は、2026年1月29日から変更し同日より施行する。

検定料・認定料 別表 1

	種 類	検定料	認定料
1	公認指導員	15,000円	30,000円
2	準公認指導員	10,000円	20,000円
3	1級指導員	5,000円	10,000円
4	2級指導員	3,000円	5,000円
5	3級指導員	1,000円	1,000円

講師及びアシスタント資格・検定員資格の範囲 別表 2

種 類		講 師						検定員		
		3級指導員	2級指導員	1級指導員	準公認指導員	公認指導員	本部検定員	準公認指導員	公認指導員	本部検定員
指導ライセンス	公認	×	×	×	×	△1	○	×	×	○
	準公認	×	×	×	×	△1	○	×	×	○
	1級	×	×	×	△2	○	○	×	*1	○
	2級	×	×	×	△2	○	○	×	○	○
	3級	×	×	×	○	○	○	*2	○	○
技能ライセンス	1級	×	×	△3	△3	○	○	×	○	○
	2級	×	×	△3	△3	○	○	×	○	○
	3級	×	△3	△3	△3	○	○	×	○	○
	4級	×	△3	△3	○	○	○	○	○	○
	5級	△3	△3	△3	○	○	○	○	○	○
	6級	△3	△3	△3	○	○	○	○	○	○
全国共通	規定演技 入門～上級	×	×	△3	○	○	○			

※△1：本部検定員の下でアシスタントを務めることができる。

※△2：公認指導員の下でアシスタントを務めることができる。

※△3：アシスタントを務めることができる。

※*1：本部検定員と共に1級指導員ライセンスの検定を務めることができる。

※*2：公認指導員と共に3級指導員ライセンスの検定を務めることができる。

指導ライセンス必須単位 別表 3

1 単位= 6 0 分

検定コース	科 目		単位
公認指導員 (必須10単位)	1	指導者としての心得	1
	2	技能ライセンス講習・検定要領 (1級～3級)	1
	3	技能ライセンス検定基準	1
	4	指導ライセンス検定基準 (実技・指導法)	1
	5	論文指導	1
	6	口述研究	1
	7	団体演技の創作 (I) (II)	2
	8	指導法研究	1
	9	指導実践	1
準公認指導員 (必須10単位)	1	指導者としての心得、指導計画	1
	2	技能ライセンス講習・検定要領 (4級～6級)	1
	3	技能・指導ライセンス検定基準	1
	4	構成と演出	1
	5	フロアデザイン研究 (I) (II)	2
	6	創作 (I) (II)	2
	7	指導法研究	1
	8	全国共通規定演技の留意点	1
1級指導員 (必須9単位)	1	指導者の心得、トレーニングについて	1
	2	バトントワーリングの技術理論	1
	3	ルーティーン構成	1
	4	指導法 (I) (II) (III) (IV)	4
	5	指導法研究	1
	6	全国共通規定演技 (中級～上級)	1
2級指導員 (必須8単位)	1	指導者の心得	1
	2	バトントワーリングの基礎理論	1
	3	基本動作、基本操法	1
	4	指導法 (I) (II) (III)	3
	5	指導法研究	1
	6	全国共通規定演技 (入門～初級)	1
3級指導員 (必須4単位)	1	指導者の心得、バトントワーリングの基礎知識	1
	2	基本動作	1
	3	指導法 (I) (II)	2

指導ライセンス検定試験科目 別表 4

※全科目合格点は85点以上

検定コース	科目	内容
公認指導員	一次検定	
	1	研究発表（口述） 研究を口述発表（7分以上10分以内） 質疑応答（5分程度）
	2	検定員試験 技能ライセンス検定員1級～3級 筆記試験（30分）
	3	模擬検定試験 指導ライセンス検定員3級 模擬検定（5人程度）
	4	指導法検定 曲（2曲より指定）、フォーメーション付き（フォーメーションチェンジ2回） イントロ8拍＋64拍の振付を複数対象者（4名程度）に実技指導 技能ライセンス4級レベルまでの内容、8分以上10分以内
	二次検定	
	1	実地研修 指導ライセンス研修会にて実地研修1回以上参加
準公認指導員	1	筆記試験 準公認指導員として常識的なものを全講座の中から出題（30分）
	2	検定員試験 技能ライセンス検定員4級～6級 筆記試験（30分）
	3	実技検定 曲（3曲より選択）、イントロ8拍＋64拍の振付を創作 技能ライセンス1級レベルまでの内容
	4	指導法検定 技能ライセンス1級～2級より指定1種類を検定員に対面指導 4分以上5分以内
1級指導員	1	筆記試験 1級指導員として常識的なものを全講座の中から出題（60分）
	2	実技検定 技能ライセンス1級～2級レベル
	3	指導法検定 技能ライセンス3級～4級より指定1種類を検定員に対面指導 4分以上5分以内
2級指導員	1	筆記試験 2級指導員として常識的なものを全講座の中から出題（60分）
	2	実技検定 技能ライセンス3級～4級レベル
	3	指導法検定 技能ライセンス5級～6級より自由選択1種類を検定員に対面指導 2分以上3分以内
3級指導員	1	筆記試験 3級指導員として常識的なものを全講座の中から出題（30分）
	2	実技検定 技能ライセンス5級～6級レベル